

会員規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは、「福原サッカークラブ」と称し、その事務所は埼玉県川越市砂936-8所在する。

(運営)

第2条 本クラブの運営は、一般社団法人 Learn and Grow が行う。

(趣旨・方針)

第3条 福原サッカークラブを利用した地域サッカーの自立・発展の担い手となり、スポーツの普及・振興に努めると共に、地域密着型のサッカークラブを目指す。

第2章 会員

(入会資格)

第4条 本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できるサッカープレイが可能な者で、各カテゴリーに定められた資格に該当する者とする。

第3章 諸手続

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得たうえ、入会金・年会費、および月会費1ヶ月分を支払うものとする。その手続きが完了した時点で会員となる。

(休会)

第6条 休会は、休会する前月5日までに届け出があった場合に認められる。なお、休会期間は連続して2ヶ月以内を限度とする。

(退会)

第7条 退会する者は退会する前月5日までに本クラブに提出する。退会届が提出されるまでは、翌月の月会費は口座から引き落とされる。また、会費の未納金がある場合は、これ

を完納するものとする。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第8条 入会金は、特段の事由がない限り原則としてこれを返還しない。会員資格の有効期限は1年間とする。入会してから1年間が経過すると年会費を更新するものとする。有効期限内での退会の場合はその時点で会員資格が無効となる。

(会費)

第9条 会費は預金口座自動振替により毎月支払うこととする。すでに納めた会費は特段の理由がない限り原則として返還しない。

(入会金・会費などの変更)

第10条 本クラブは入会金、会費などを変更することができる。

第5章 会員の権利及び義務

(責任事項)

第12条 会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的、物的事故及び金品の紛失、盗難については、本クラブが本クラブの運営、管理に過失があった場合を除き、本クラブは賠償の責任を負わない。また、天災など不可抗力の事由により生じた事故については、本クラブは責任を負わない。会員が本クラブ施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負う。

(変更事項)

第13条 入会申込書の記載事項に変更が生じた会員は、本クラブ所定の用紙に変更事項を記載の上、速やかに届け出るものとする。

(資格喪失)

第14条 会員は次の場合にその資格を失うこととなる。

(1) 除名 (2) 本クラブからの解約

(除名等)

第 15 条 次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 本クラブの名誉を傷付けたり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき
- (2) 本クラブの規約およびその他の規約に違反したとき
- (3) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき

(クラブからの解約)

第 16 条 本クラブは、いつでも入会金を払い戻すことにより、会員との間の入会契約を解約することができる。

第 6 章 その他

(施設の利用制限)

第 17 条 会員は各コース毎に定められた曜日・時間に限り指導を受け、また、施設を使用することができる。

(施設の休業・閉鎖)

第 18 条 本クラブは、次の理由により施設の場所の変更、休業にする事ができる。

- (1) 天災・地変その他、止むを得ない事情により開場が不可能なとき
- (2) 施設の補修、または改修が必要とされると判断されたとき
- (3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき

(コースの新設・廃止など)

第 19 条 本クラブは利用状況などにより 1 ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間帯変更または廃止にすることができる。

(利用規定)

第 20 条 本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等により他、必要に応じた本クラブが定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第 21 条 会員は本規約及び本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第 22 条 本規約の改正、変更は、本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員に及ぶものとする。

(発効)

第23条 本規約は、平成31年4月1日より発効する。